

平成十九年五月二十五日受領
答弁第二二七号

内閣衆質一六六第二二七号

平成十九年五月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員小宮山泰子君提出イラク支援活動に係わる今後の費用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小宮山泰子君提出イラク支援活動に係わる今後の費用に関する質問に対する答弁書

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）の効力が二年間延長された場合における法に基づく対応措置を実施するための経費については、現在国会において審議されている法の一部を改正する法律案が成立し、法に基づく対応措置に関する基本計画が決定された後に、同基本計画が定める派遣期間内において必要な額が予算上適切に措置されることとなり、現時点で確たることを申し上げることはできない。